

板橋区在宅人工呼吸器使用者名簿及び災害時個別支援計画作成等事業実施要綱

(平成24年12月5日区長決定)

(改正 平成27年12月24日)

(改正 令和6年3月18日)

(改正 令和7年3月24日)

(改正 令和8年2月27日)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区災害時要配慮者支援計画に基づき、ライフラインの停止により直ちに生命に危険が及ぶ在宅人工呼吸器使用者（以下「呼吸器使用者」という。）について、災害発生に備え、板橋区（以下「区」という。）が在宅人工呼吸器使用者名簿（以下「名簿」という。）及び災害時個別支援計画（以下「支援計画」という。）を作成し、区及び関係機関等が協力し災害時の対応等を支援することにより、その生命を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 支援計画とは、災害への平時の備え及び安否確認方法並びに発災時の対応について記録したものをいう。
- (2) 受託機関とは、区と支援計画作成等に関する委託契約を締結した訪問看護ステーションをいう。
- (3) 関係機関等とは、呼吸器使用者に関わる医師、ケアマネージャー、訪問介護事業所及び人工呼吸器のメーカー等をいう。

(呼吸器使用者の把握)

第3条 区は、災害時に備え、人工呼吸器使用者の把握に努めるものとする。

(対象者)

第4条 名簿及び支援計画作成等の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者で、名簿及び支援計画作成等のために個人情報の提供に同意した者とする。

- (1) 支援計画作成時現在、区に住民登録がある者。ただし生活保護世帯及びドメスティックバイオレンス被害者で支援の決定を受けている者は、区内に居住する者に含むものとする。
- (2) 在宅で人工呼吸器を使用するものであって、自力で避難できないもの。

(名簿の作成)

第5条 区は、作成した支援計画に基づき、氏名、生年月日、住所、電話番号を記載した名簿を作成し、更新を行い、適正な管理に努めるものとする。

2 区は、名簿のうち「板橋区避難行動要支援者名簿制度」の同意者については、災害時における支援を円滑に行うため、関係課に情報提供を行う。

(支援計画の作成等)

第6条 区は、対象者について、対象者の家族及び関係機関等の協力を得て、健康福祉センター及び受託機関に支援計画を作成させる。

2 支援計画は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」における「在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成の手引き」に準じて作成する。

3 支援計画は、健康福祉センターで原本を保管し、写しを、対象者本人、地域保健課、受託機関及び関係機関等が保管し情報共有する。

4 支援計画は、対象者の状況変化にあわせ概ね年1回程度の更新及び随時の変更を行う。

5 受託機関は、災害時に対象者の安否確認を行い、健康福祉センターに連絡する。

6 健康福祉センター及び受託機関は、適宜、支援計画に基づいた防災訓練を実施する。

(実施方法)

第7条 区は、受託機関と支援計画作成等に関する業務の委託契約を締結し、委託契約の定めに従い、支援計画を作成する。

(区負担額の支払)

第8条 区は、受託機関が支援計画を作成した場合に、契約書に定める額の委託料を支払う。

2 この事業の対象者の費用負担は無料とする。

(事例検討会の開催)

第9条 区は、支援計画の支援内容の検討や見直しなどを行う事例検討会を、年1回開催できることとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、必要に応じ、保健所長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。